

相続に関するルールが 大きく変わります

平成31年(2019年)1月13日から段階的に施行されます。

民法(相続法)改正
遺言書保管法の制定
～高齢化の進展等に対する対応～

高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に 対応するための改正です

■ 配偶者の居住の権利

亡くなられた方の配偶者がそれまで住んでいた建物に住み続けられやすくするための方策が新設されます。

■ 預貯金の払戻し制度

遺産分割の前でも亡くなられた方の預貯金を一部払い戻すことができるようになります。

■ 自筆証書遺言の方式緩和

自筆証書遺言を作成するときに、財産目録については手書きで作成する必要がなくなります。

■ 遺言書保管法

法務局において自筆証書遺言を保管する制度が新設されます。

■ 特別の寄与の制度

亡くなられた方の親族で療養看護等を行った方は、相続人に対し、その貢献に応じた金銭を請求することができるようになります。

新しい制度がスタートする施行日については裏面をご覧ください。

法務省民事局 Tel 03-3580-4111(代)

改正法の規定は、以下のとおり、 段階的に施行されます。

①自筆証書遺言の財産目録をパソコン等で作成することを可能とすること …………… **2019年1月13日**

②原則的な施行期日（遺産分割前の預貯金の一部の払戻し制度, 亡くなられた方の療養看護等を行った親族の金銭請求を認める制度など, ①, ③, ④以外の規定）
…………… **2019年7月 1日**

③亡くなられた方の配偶者がそれまで住んでいた建物に住み続けられやすくするための方策
…………… **2020年4月 1日**

④法務局において自筆証書遺言を保管する制度
…………… **2020年7月10日**

詳しくは法務省ホームページをご覧ください。

※民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について（相続法の改正）

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html



※法務局における遺言書の保管等に関する法律について

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

